

6. 10. 0
1832

券紙第三六一一號

昭和五年十月十八日



警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏
鐵道大臣 江木翼
逓信大臣 小泉又次郎
社會局長 官殿
各廳 府 縣 長 官 殿

東京府警察局長 官殿

十名
中一七 解
十名
中三九 解

城東電氣軌道株券社貸金整理三件訴訟(罷業)三附心件(蘇木社株)

要

旨

い 倉庫制ニアリテ本月十日迄開倉有テ千名名表ニ臨格備員六十名ヲ以テ治シト
甲日通りノ運轉ヲ能ク
い 倉庫制ニテ前年通りノ心算ニ據リシニテ近々不支事可クニニ格轉ハル概標アリ
い 倉庫制ニテ前年通りノ心算ニ據リシニテ近々不支事可クニニ格轉ハル概標アリ
い 倉庫制ニテ前年通りノ心算ニ據リシニテ近々不支事可クニニ格轉ハル概標アリ

- 一、業務理手當ハ従前通り支給セシ度
- 一、工務課ノ部
- 一、軌道工夫道美志美ハ解雇ヲ取消シ本雇トセシ度
- 一、日給額ハ三分減トセラレ度
- 一、褒賞休暇ハ二年二日上レ遅刻早退五四迄ハ精勤ト認メシ度
- 一、公出ヲ命ゼラル、七病氣其他已多得ヌル場合ハ公休ヲ許可セシ度
- 一、相不賞與ハ運輸送來員ト同様トシシ度
- 一、退職手當ハ従前通りトセシ度

昭和五年十月十四日

芝葉貞一同

城東電氣軌道株券社倉庫中